

## 設備投資をお考えの中小企業の皆様には「大きなチャンス！」です。

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画で、生産性を高める設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置(3年間 1/2 に軽減)や中小企業経営強化税制(即時償却等)を受けることができます。

現在、以下の機種が証明書の発行対象機種です。

※当該税制の適用を受けるには他にも満たすべき要件があり、適用するかどうかの最終判断は管轄税務署が行います。制度の詳細は中小企業庁のホームページにてご確認くださいか管轄税務署にお問い合わせください。

NTD-300 ・ NTD-300F ・ NTD-165 ・ NTD-165F

NUS-300 II

BOON-360SP ・ BOON-360SP II ・ BOON-360EC II ・ BOON-360EV

NS-300 II

SSN-180(※1)

NAS-350

(※1) 2017年12月31日までにお客様が取得した分が対象です。

※その他の機種につきましては販売店又は弊社 WEB サイトのトップページ「お問い合わせ」までご連絡頂きますようよろしくお願い申し上げます。

税制措置期間：平成 29 (2017) 年 4 月 1 日～平成 31 (2019) 年 3 月 31 日

制度の詳細は中小企業庁の経営サポート「経営強化法による支援」をご参照ください

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>